

岐阜県公報

目 次

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会)

ページ

号 外 (一) 平 成 二 十 八 年 五 月 十 八 日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十六号

岐阜県選挙執行規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

第五十五条の二第四号口中「及び専ら手話通訳」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。)」に改める。

別記第二十一号様式の五中「編條9」を「編條10」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年五月十八日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年五月十八日

平成二十八年五月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社